

農地中間管理事業評価委員会から機構への意見書

公益社団法人新潟県農林公社

代表理事 星 丈志 様

意見

- 1 法改正後の経過措置が終了し、農地の権利移動は、市町村が定める地域計画に基づき農地中間管理事業へ一本化され業務量が大幅に増加しており、今後も更なる増加が見込まれることから、引き続き体制の充実強化に努められたい。
- 2 業務量の増加や未収金の対応など、機構が負うリスクを軽減し信頼を損なうことのない仕組みが早期に構築されるよう、必要な予算確保や制度措置などについて国、県に強く働きかけること。
- 3 地域農業の担い手が効率的で安定した経営を行えるよう、地域計画を所管する市町村等と連携して、農地の基盤整備事業等の集積・集約化に向けた取り組みを進めること。
- 4 新たに農地中間管理事業に取り組む出し手や受け手に対して、丁寧な情報提供を行って事業の理解促進に努めること。

令和7年5月27日

農地中間管理事業評価委員会 座長 伊藤 亮司